

## 府中町議会議員政治倫理審査会会議録（第1回）

### I 会議の概要

- 1 招集日時 令和6年1月9日（火）
- 2 招集場所 府中町議会議事堂 第1委員会室
- 3 出席委員 （9人）

委員長	力山彰
副委員長	木田圭司
委員	西友幸
委員	西山優
委員	川上翔一郎
委員	山口晃司
委員	二見伸吾
委員	益田芳子
委員	児玉利典
- 4 欠席委員 （0人）
- 5 委員外出席議員等 議長 梶川三樹夫
- 6 付議事件
  - (1) 委員長の互選について
  - (2) 副委員長の互選について
  - (3) 審査会の確認事項について
  - (4) 政治倫理基準違反について
  - (5) 政治倫理基準違反の審査請求について
  - (6) 次回審査会の日程と出席要求議員の決定について
- 7 職務のため出席した者

議会事務局長	森	太
議会事務局次長	田村	洋
議会事務局主任主事	宮田	優介
- 8 傍聴の可否（傍聴者数） 可（一般傍聴6人、報道関係4社）
- 9 議事の内容 別紙のとおり

<午前9時30分 開会前>

○梶川 議長

皆さん、おはようございます。

あらかじめ傍聴の方をお願いいたしますが、審査中は声や物音を立てないように願います。委員長の指示に従ってください。

ご承知と思いますが、府中町議会としては残念なことです。令和5年12月25日付けで、所定数の議員から、政治倫理基準違反の疑いが認められるとして、政治倫理条例第4条第1項の規定により、審査請求がありました。

これを受けまして、同条例第5条第1項の規定により、政治倫理審査会を設置することとし、本日お集まりいただいております。

審査会の委員は、同条第2項の規定により、議会運営委員会委員をもって充て、任期は、同条第3項の規定により、本事案に対し、審査結果報告をしたときまでと定められております。

なお、今回の審査請求では、強要、ハラスメントを受けた職員についての申し立てです。対象職員の個人が、特定されることのないよう、審査におきましても、また、報道関係の皆様におかれましても、十分な配慮をお願いしたいと思います。

続いて、同条第4項において、審査会の正副委員長を互選することとなっておりますので、これから審査会において正副委員長を定めていただきたいと思います。

互選に必要ですので、委員会条例第7条の規定を準用して、あらかじめ議会運営委員会で、最年長の力山議員に臨時委員長を、お願いしております。

ここで、臨時委員長と交代をいたします。よろしく願います。

~~~~~○~~~~~

<午前9時32分 審査会 開会>

○力山 臨時委員長

皆さんおはようございます。審査委員会の審査委員の最年長者ということで、臨時委員長を申しつけられました、力山と申します。よろしく願います。

ただいま議長が審査会を設置され、委員もお集まりですので、このまま第1回の政治倫理審査会を招集いたします。

ただいまの出席委員は9名で、過半数に達しております。委員会は、審査会は成立しています。府中町議会議員政治倫理審査会を開催いたします。

それでは、議事日程第1項、委員長の互選についてを行います。互選の方法ですが、いかがいたしましょうか。

(「力山委員を指名推薦」と呼ぶ者あり)

○力山 臨時委員長

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

~~~~~○~~~~~

○力山 委員長

ただいま私に指名がありました。ただいまの指名を受けまして、私が委員長として、委員長の職務をとらせていただきます。

改めて、ただいまご指名を受けました力山でございます。政治倫理審査ということで、府中町議会でも初めてのことであります。難しいとは思いますが、皆様のご意見を伺いながら、公平な審査のために努めたいと思います。

委員長へのご協力をよろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○力山 委員長

それでは続いて、日程第2項、副委員長の互選についてですが、いかがいたしましょうか。

(「委員長に一任」と呼ぶ者あり)

○力山 委員長

委員長一任ということですので、木田委員、お願いできませんか。よろしくお願います。

(木田委員 了承)

○力山 委員長

それでは副委員長は木田委員と決定いたします。副委員長は、副委員長席へお願いいたします。

それではこれで正副委員長が決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○力山 委員長

続いて、日程第3項、審査会の確認事項にまいります。

別添資料の最初からです。これらを確認してまいります。

政治倫理条例第5条の規定では、先ほど議長が触れられましたが、当審査会の委員は、議会運営委員会委員をもって充てられ、委員の任期は議長に事案の審査結果を報告した時までです。

委員は、公平かつ適切に職務を遂行する義務があり、職務上知りえた秘密を職を退いた後も漏らしてはいけません。

この条例第6条の規定では、審査会議事は多数決で決定し、可否同数の場合は、委員長が決定します。

ただし、政治倫理議基準違反の認定と措置の決定は、出席委員の3分の2の同意を必要とします。

また、審査のため必要があれば、対象議員や審査請求者や識見を有するものなどに出席の要求、意見や事情の聴取、報告を求めることができます。

審査会は、対象議員に対し、出席するか書面かで審査に係る事項を説明する機会を設けなければなりません。

また、審査会は公開です。ただし、出席委員の3分の2以上で議決したときは非公開とすることができます。

ただし先ほど議長からもありましたが、本件は、強要、ハラスメントを受けた職員があるという審査ですので、当該職員に関する個人情報は非公開となります。

審査において、個人が特定される情報は絶対に出さないようにしてください。

条例第7条の規定は、対象議員の義務で、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、または審査会に出席して意見を申し述べなければなりません。

条例第8条の規定は、審査会の報告です。審査会が審査を終えたら、結果を議長に報告します。この時、第3条の各号に規定されている、政治倫理基準に違反すると認められるときは、必要と認める措置を勧告することとされています。

必要な措置とは、第9条の各号に規定される審査結果の措置から選ぶことが適切と思われる。

この審査会の報告までが、審査委員の任期となります。

その後、議長は、報告を受けた審査結果を、審査請求者の代表と対象議員に通知し、その概要を議会広報やホームページで公表します。

なお、政治倫理条例の施行で必要な事項は、議長が別に定めることとなっていますから、審査に必要があれば、その都度、議長に確認しながら進めたいと思っています。

ここまでで何か質問ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○力山 委員長

よろしいでしょうか。では、ただいま議長が在席しておられますから、ここで議長を交えて確認したいと思います。

委員の皆様に向います。

政治倫理審査会の審査の方法については、条例で規定されていないものもあります。また、審査会は、今回が初めてで、先例もありませんので、審査について、政治倫理条例に規定していない場合は、地方自治法や府中町会議規則、委員会条例や議会運営要綱を例としながら進めていきたいと思っています。

また、公平な審査のため、審査会の議事につきましては、会議録を作成することとしたいと思います。

この2点でご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○力山 委員長

ご異議なしと認めます。

では、議長、そのように進めてよろしいでしょうか。

○梶川 議長

皆様のご同意ですのでそのように進めてください。よろしく申し上げます。

○力山 委員長

議長が了承されましたので、そのように進めます。

また、審査会の日程ですが、できるだけ急いで結論を出すべきと思いますが、反面、公平で慎重な審査であることも必要だと思えます。

つきましては審査会の開催を基本的に2週間おきとして、次の審査会は、2週間後の同じ曜日とすれば、委員の皆様も予定も立てやすいかと思えます。

その上で、この基本を外れる場合は、開催の3日前までには、招集することといたしていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○力山 委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、招集の日程は、そのように決定いたします。

以上で、日程第3項、審査会の確認事項を終了します。

なお念のため申し添えますが、今後、確認したい事項があれば、その都度、皆さんや議長に確認して進めたいと思えます。

~~~~~○~~~~~

○力山 委員長

続いて、日程第4項、政治倫理基準違反についてにまいります。

資料は、審査会資料2の4ページからです。

まず、府中町議会では、令和3年2月19日の全員協議会におきまして、不当要求とハラスメントは政治倫理基準違反であることが申し合わせてあり、資料の「議会運営について(抄)」のように、申し合わせ事項に掲載してあります。

したがいまして、審査の対象事案が、この申し合わせ事項に該当する行為であれば、政治倫理基準違反ということになります。

以下は「府中町不当要求行為等対策要綱」と、「府中町職員のハラスメントの防止等に関する要綱」の該当部分、平成30年に厚生労働省が発出したパワハラ定義についての資料です。

ただし、この申し合わせにつきましては、政治倫理基準違反を不当要求やハラスメントに限定して定義するものではないので、政治倫理条例の基準に違反すると審査会が判断したとすることも可能ですので、念のために、確認しておきます。

ここまでの説明に質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○力山 委員長

なければ、ここで、日程第4項、政治倫理基準違反についてを終わります。

~~~~~○~~~~~

○力山 委員長

それでは続きまして、日程第5、政治倫理基準違反の審査請求についてにまいります。

本日は、審査請求を行った議員が、審査委員として同席されていますので、いろいろと検討していきたいと思えます。

これから政治倫理基準違反の有無についての判断のため、審査請求者から、条例第4条に規定する基準違反を疑うに足る事実を証する資料の説明をお願いします。

今回、審査請求をされました代表者の二見委員がご在席ですので、説明をお願いしたいと思います。

それでは二見委員、お願いいたします。

○二見 委員

はい、二見です。

まず、審査請求書を読み上げたいと思えます。

下記の議員については、府中町議会議員政治倫理条例第3条に規定される政治倫理基準に違反する疑いがあると認めますので、政治倫理条例第4条の規定に基づき、議員の連署をもって審査の請求をいたします。

1、審査対象議員、田中伸武議員。

2、違反する疑いがある規定、政治倫理条例第3条第1号、町民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎むとともに、その職務に関し、町民の疑念を招く恐れのある行為をしないこと。

同条第4号、職員の公正な職務執行を妨げ、その権限または地位による影響力を不正に行使するよう働きかけること。

3、同条例第4条に規定する、当該違反を疑うに足る事実を証する資料、別紙1～3のとおり。

ということで、別紙1は、この2ページ目がそうですけれども、田中議員は令和2年の府中町議会議員選挙当選以後、自らの主張に不都合な法や会議規則・・・。

○力山 委員長

ちょっと委員長から発言。今読み上げていただいた、2の違反する疑いがある規定という項目の中で、下から6行目ですか、5行目ですか、「不正に行使するよう働きかけないこと」を「働きかけること」と読まれたので、ちょっとそれを訂正お願いいたします。

○二見 委員

今、委員長が言われました通り、不正に行使するよう働きかけないことであります。

それでは続いて2ページ目ですけれども、田中議員は、令和2年の府中町議会議員選挙当選以降、自らの主張に不都合な法や、会議規則、規定等を遵守しないよう、議会事務局職員に要求し、それが受け入れられないと、強要またはパワーハラスメントを行った疑いがある、ということで、これがその次のページからの、横書きのものがありますけれども、これの1ページ目から14ページまでが、その証拠の別紙2になっています。

そして、別紙3はですね、その横の資料の次の後、14ページの後ですね。

ライングループ2020年当選組（7）というものが、令和3年8月5日、初当選議員間で共有された、LINE情報のやりとり。LINEグループ名「2020年初当選組」構成者約7名、なお対象議員以外の氏名及び絵文字を除いて移し替え、最終文の写真が添付をされております。

続きまして、若干の補足をしたいと思っておりますけれども、今述べましたように、田中伸武議員が政治倫理条例第3条第1号並びに、同条第4号に違反している疑いがあり、審査請求をいたしました。

令和2年の府中町議会議員選挙当選以降、自らの主張に不都合な法や会議規則規定等を遵守しないよう、議会事務局職員に要求し、それが受け入れられないと、強要またパワーハラスメントを行った疑いがあります。

田中議員の一連の行為は、先ほど確認しました、厚生労働省雇用環境均等局によるハラスメント定義の1から3の要素をすべて満たし、パワーハラスメントに該当いたします。

1、優越的な関係に基づいて行われること。2、業務の適正な範囲を超えて行われること。3、身体的もしくは精神的な苦痛を与えること、または、就業関係を害すること、であります。

同じく厚生労働省によります、職場のパワーハラスメントに当たり得る6類型に照らせば、そのうちの二つ、精神的な攻撃。過大な要求に該当します。

詳細は、先ほど紹介しました別紙2に譲りますが、事例の一部を紹介いたします。まず、精神的な攻撃です。

厚労省「パワーハラスメント防止のための指針」には、人格を否定するような言動、相手の能力を否定し罵倒する、業務の遂行に関する必要以上に長時間にわたる激しい叱責、威圧的な叱責を繰り返すこと、などが例示をされております。

主に罵倒する威圧的な叱責、長時間にわたる厳しい叱責に該当するのは、別紙2の35例のほとんどが該当しますが、特にひどいのが2ページ、令和2年10月5日、10月7日。3ページ、10月16日、11月4日。4ページ、12月2日。5ページ、12月9日。6ページ、12月10日午前、午後。7ページ、令和3年1月7日。8ページ、3月25日、4月2日、4月26日。9ページ、6月21日、7月29日。10ページ、7月30日、9月27日、10月4日。11ページ、10月15日。12ページ、12月15日。13ページ、令和4年1月5日、4月1日。14ページ、8月29日、9月8日の計23例であります。

大声を出し怒鳴る、長時間同じことを繰り返し主張して事務局に居座る、といったことが、これまで行われてきました。

これらの行為は、ハラスメントであることはもちろん、不当要求にも該当いたしません。

不当要求とは、不当な手段により、町及び町の職員に対し、違法または不適正な行為を要求することであり、社会的常識を逸脱した手段により、町の適正な業務の執行に著しい支障または職員の対応が困難となる状況を生じさせることとなります。

次に、人格を否定するような言動、相手の能力を否定し罵倒する、に該当する発言が、お前は何をしていたのか、令和2年10月13日。そんな簡単なことが何でできないのか、同年12月10日。あんたは関係ない、話に入るな、令和3年1月7日。日本語で書いてあるものが何で分からんのか、同年3月25日。事務局失格じゃ、同年6月21日。あんたの頭脳構造を疑う、令和4年1月5日。あんたは異常じゃ、同年9月8日、などであります。

2番目に過大な要求です。

指針では、業務上明らかに不要なことや、遂行不可能なことの強制、仕事の妨害、と説明をされています。

これに該当する事例を挙げますと、議長立候補制がいきなりでできるはずだから導入しろ、令和2年9月28日。できないのなら法的根拠を示せ、できないというな、やる方法を探せと興奮した様子で、大きな声を出す、同年9月29日。初議会は臨時議会であり、地方自治法第102条の規定により、町長が告示した議案以外を付議することは違法状態になると説明するが、納得せず、3時間押し問答、10月7日。事務局としては、法令等を勘案して、議員の意向どおりにならないこともあり、できませんと回答することがあることを了解しておいて欲しいと依頼するが、拒否、11月10日。議会運営委員会の開催通知に記載された付議事件について、これはどういう内容かとのことなので、概略を説明し、これ以上は後日資料を送付すると言っても教えろと言って、聞かない。令和3年1月7日。これ以上は省略をいたしますが、法律や条例、申し合わせなど、議会のルールを遵守して、議会運営を進めようとする議会事務局に対して言いがかりをつけ、業務上明らかに不当なことや、遂行不可能なことを強制し、仕事を妨害しています。

田中議員は、人格を否定するような言葉を使い、相手の能力を否定し罵倒することで、業務の遂行に関する必要以上に、長時間にわたる厳しい叱責、威圧的な叱責を繰り返すことによって、過大、不当な要求を事務局に受け入れさせようとしてきました。

これらは、議会事務局内で行われ、パワーハラスメントの直接の対象となっている職員はもちろん、その状況を見せつけられている職員の就労環境を害し、業務の遂行に著しい支障を及ぼしていることは間違いありません。

3、府中町議会議員の全議員に対する無礼や侮辱。別紙2に書かれた内容の一部について、府中町議会の全議員に対する無礼や侮辱であることも見逃せません。

議会に日本語のわかる議員がいるとは思えん、初当選議会研修会。委員長は副委員長と事務局長の操り人形だ、議会運営委員会。委員長委員長、どんだけ大声を出しゃ聞こえるんか、わりゃ梶川ええ加減にせい、と思いますよ、など。精神的な攻撃、人格を否定するような言動は、ハラスメントであるとともに、地方自治法第132条が禁じている無礼の言葉にも該当いたします。

事務所近いんじゃけ家に行くよ、令和3年12月25日、に至っては、脅迫、脅しとも受け取れる内容です。

また、地方自治法も、会議規則も罰則がないものは守らなくていい、正義のためなら、法律なんか少々破ってもええ、などという主張は、議会人としてはもちろん、社会人としても許されないものであります。

これまで私たち議員は、議会事務局をなるべく職員だけにしないように、事務局を訪れ、田中議員が不当要求やハラスメントなどを行っている状況に遭遇すれば、その都度注意をしてきました。また、議会倫理条例の禁止事項に不当要求やハラスメントを加え、注意喚起もしてきました。

しかし、田中議員の問題行動は依然として続いています。

これ以上、議会事務局職員が不当な環境にさらされ続け、健康を害することを黙視するわけにはまいりません。

以上が今回審査請求した理由と経緯であります。

なお、今回、9人の議員で審査請求しましたが、自分も審査請求議員になりたかったという申し出が、他の議員からもあったことを申し添えます。

また、驚くべきことに、私たちが議長に審査請求をした当日、12月25日にも、田中議員が議会事務局に来て、長時間居座って圧力をかけたことも紹介しておきたいと思えます。

その時、私は、事務局職員から連絡を受けて、事務局に駆けつけました。

事務局にある電話で、マスコミの議員に対して、自分がいかに正当なのかを田中議員は、長々と説明をしておりました。それ自体が威圧行為であります。

また、職員の勤務時間は5時15分までですが、それを過ぎても、帰ろうとしない。帰るように促すと、「あんたも一緒に帰ろうや、事務局員全員残らず気か、パワハラするんか。二見さん、大きな体に窓際にドシッとなってね、威圧的に事務局員の2人ににらみをきかせて。」このように、白を黒という、驚くべき行為であります。

その時のやりとりがありますので、後程聞いていただきます。

政治倫理条例は、第2条において、議員は、町民から厳粛な信託を受けた町民全体の代表者であることを自覚し、自らの行動を厳しく律し、政治倫理及び人格の向上に努めなければならないと述べています。

この2条の精神に立った審査をお願いするものであります。

以上。

○力山 委員長

ありがとうございました。それでは、ただいま説明のありました審査対象事案について、質疑を行います。答弁は、審査請求委員にお願いします。

質疑のある方は、できればどの件かを指定して、質疑を行ってください。

それでは、質疑ございますか。

ございませんか。ないようですので、それではこれで、日程第5項、政治倫理基準違反・・・

(「録音は」と呼ぶ者あり)

○力山 委員長

録音を再生してくださいということで。

はい。

○二見 委員

私が先ほど言いましたけれども、審査請求した当日、12月25日の、私と田中議員とのやりとりの一部を皆さんに聞いていただきたいと思います。

(録音音声の再生)

○力山 委員長

はい。

○二見 委員

まだ不毛なやりとりがずっと延々と続くと。

これは私が相手だったんでこういう感じになっていますけれども、事務局員はね、議員に対して、僕みたいな口は利かれませんで。なかなかね、この僕とのやりとりの中から、職員が直面しているね、厳しい状況というのを、理解していただければと、そういう思いで紹介をさせていただきました。

以上です。

○力山 委員長

ありがとうございました。

それではただいま説明のありました、審査事案について、質疑を行います。答弁は審査請求委員にお願いします。

質疑のある方は、できればどの件かを指定して、質疑をお願いします。

それでは、質疑ございますか。

(発言なし)

ないようでございます。

それではこれで、日程第5項、政治倫理基準違反の審査請求についてを終了します。

~~~~~○~~~~~

○力山 委員長

続いて、日程第6項、次回審査の審査会の日程と出席要求議員の決定についてにまいります。

次の審査会ですが、審査対象議員の田中議員に対し、政治倫理条例第6条第5項の規定により、審査に係る事項の説明機会を設けることとし、開催は、先ほどの決定に従いまして、令和6年1月23日火曜日に開催することとしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○力山 委員長

ご異議ないということですので、そのように決定し、日程第6項を終了します。

~~~~~○~~~~~

○力山 委員長

以上で本日の議事日程のすべてを終了しましたので、議会議員政治倫理審査会を閉会といたします。お疲れ様でした。

審査会 閉会宣言

<審査会 閉会 午前10時9分>